

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示について（概要）

令和 5 年 1 月
厚生労働省保険局
医療課／医療介護連携政策課

1. 制度の概要

- 保険医療機関等又は保険医等は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 65 条の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならないこととされている。

2. 改正の内容

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認については、令和 4 年 9 月に療担基準を改正し、保険医療機関・薬局にその導入を義務付けているところ。（令和 5 年 4 月 1 日施行）
- 今般、令和 4 年 8 月 10 日の中央社会保険医療協議会の答申書の附帯意見において、「令和 4 年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと。」とされていたことを踏まえ、オンライン資格確認の導入義務付けについて、経過措置を設けるとともに、所要の改正を行うこととする。
- 具体的には、次のとおり。
 - ① 次に掲げる保険医療機関・薬局は、次に掲げる期間においては、オンライン資格確認の導入義務付けについて経過措置を設ける。

対象保険医療機関・薬局	期間
（１）令和 5 年 2 月までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了である保険医療機関・薬局	システム整備が完了する日まで（遅くとも令和 5 年 9 月 30 日まで）の間
（２）オンライン資格確認に必要な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局	当該光回線のネットワークが整備されてから 6 か月後までの間
（３）訪問診療のみを行う保険医療機関	居宅同意取得型（※）のオンライン資格確認等システムの本格運用開始までの間
（４）改築工事中の施設又は臨時施設で診療又は調剤を行っている保険	改築工事中の施設又は臨時施設で診療又は調剤を行っている間

医療機関・薬局	
(5) 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止又は休止するまでの間
(6) その他オンライン資格確認の体制を整備することが特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	当該特に困難な事業が解消されるまでの間

※ 「居宅同意取得型」とは、資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意について、訪問診療の際に医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する形や、オンライン診療等の際に患者本人のモバイル端末等を用いて実施する形の、オンライン資格確認等システムをいう。

- ② 上記のほか、訪問診療・オンライン診療を実施する場合について、患者からオンライン資格確認を求められた場合に応じる義務に関し、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの本格運用開始までの期間、経過措置を設ける。

3. 根拠条文

高確法第 65 条

4. 適用日等

告示日：令和 5 年 1 月 17 日

適用日：公布日